

太 社 福 第 1519 号

令和 4 年 10 月 7 日

太子町子ども・子育て会議

会長 武田 英樹 様

太子町長職務代理者

太子町副町長 杉原 勝由



「第 2 期太子町子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて（諮問）

「第 2 期太子町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けておりますが、国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府告示第 159 号）」において、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととなっています。

つきましては、太子町子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 17 号）第 2 条の規定に基づき、「第 2 期太子町子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて、貴会議にご審議いただきたく諮問いたします。